

たなごころ

社会福祉・心理よろず相談センター

センターについて

お子様のこと、子育てのこと、
なにかお困りのことはありませんか？

当センター「たなごころ」では

保育所等訪問支援

障がい児相談支援 を実施しています。

園・学校でうまくいっていない
集団行動が苦手
言葉が遅れてると言われた
友だちとのトラブルが多い
発達障がいかも…？



“ちょっと気になる”…
そんなお悩みを ぜひお聞かせください。

社会福祉士や臨床心理士、保育士といった資格
を持ったスタッフがお手伝いいたします。



たなごころの想い

あせらず・あわてず・あきらめず

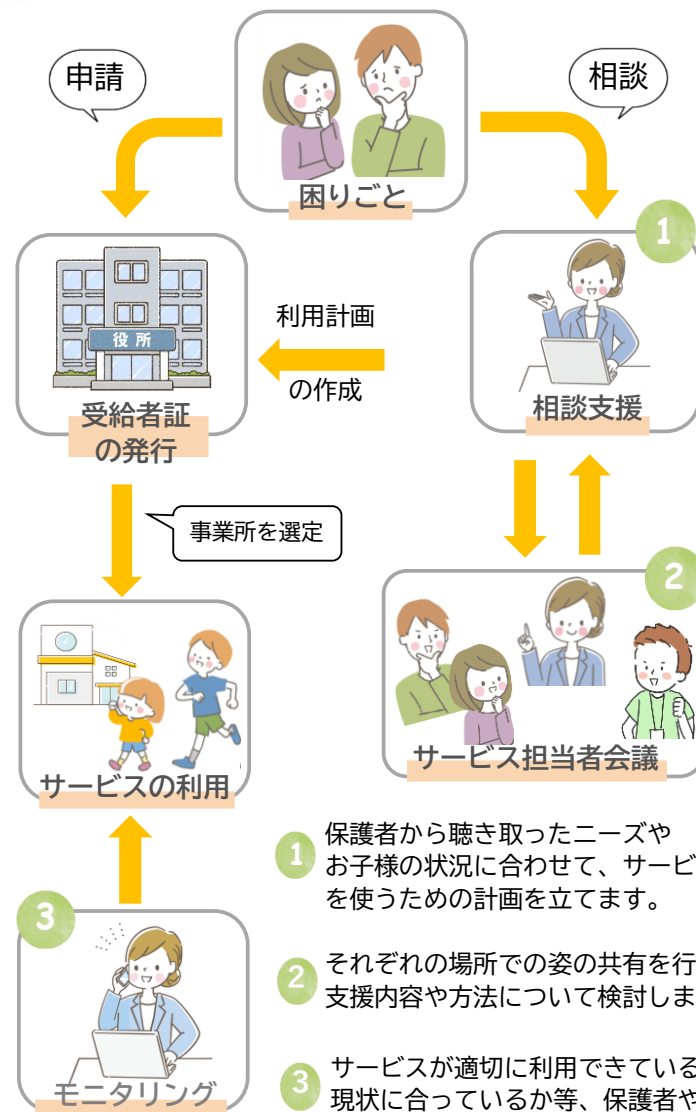
誰もが自分らしく夢と希望を持ち
生きる力を育むことのできる
『明るく』『助け合える』
社会であるために



障がい児相談支援

お子様の発達や子育てに関することなど、
困っていることをお聞かせください。
お子様に合った支援や専門機関をご紹介します、
お悩みの事について、どうしたら解決に近づける
のかを一緒に考えさせていただきます。

相談支援の流れ



- 1 保護者から聴き取ったニーズや
お子様の状況に合わせて、サービス
を使うための計画を立てます。
- 2 それぞれの場所での姿の共有を行い、
支援内容や方法について検討します。
- 3 サービスが適切に利用できているか、
現状に合っているか等、保護者や
関係機関にお話を伺います。

センターのご案内

名称	一般社団法人たなごころ 社会福祉・心理よろず相談センター
代表	畠中 義久
所在地	〒552-0002 大阪市港区市岡元町2-2-14
利用曜日・日時	月～金曜日 10：00～19：00
お休み	土・日・祝日
対象地域	大阪府下が中心ですが、 対象地域の範囲は特に定められて おりませんので、遠方の方も一度 ご相談ください。



詳しくはHPでもご覧いただけます。

<https://www.tanagokoro-yorozu.org/>

メールで相談も
できるよ



お気軽にお電話ください

080-2462-2278
(FAX) 06-7708-5180



保育所等訪問支援について

園や学校といった施設等に専門知識を持った支援員が訪問し、保護者と施設との連携のもとに、お子様が園や学校での生活を楽しく送れるように支援します。

支援の内容

観察

学校や施設に訪問してお子様の様子を観察し、困っていることやその原因について分析します。



直接支援

学校や施設にて、お子様の困り事に対して直接働きかけます。



間接支援

訪問先のスタッフや職員の方とお子様について情報共有し、対応のご提案をします。



家庭連携

保護者等に対して、支援のご報告をします。お子様の成長を共有できるので安心感につながります。



保育所等訪問支援の最大の目的は、保護者と訪問先の距離が縮まり、**お子様の成長・発達を共に喜び合えるようになること。**そして、お子様が**安心・安全に過ごせる環境**になり、**保育や教育の効果を最大限に引き出すこと**です。



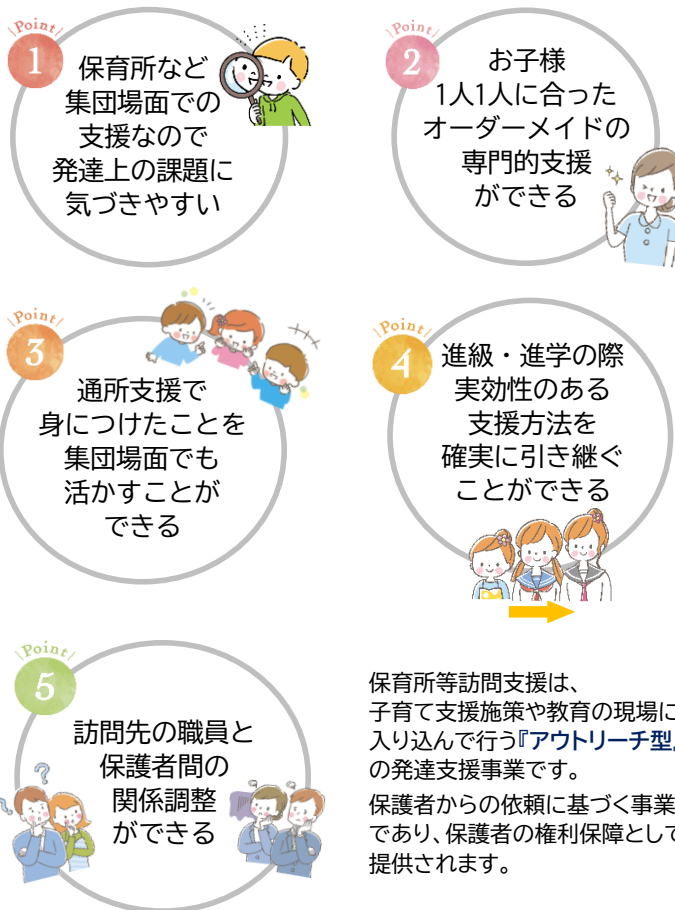
保育所以外も訪問できます！

事業の名前から勘違いされやすいですが、訪問できるのは保育所ではありません。以下のような、『**集団生活の場**』に訪問が可能です。

- 保育所、幼稚園、認定こども園
- 小学校、中学校、高等学校、支援学校、フリースクール、放課後等児童クラブ（学童）
- 放課後等デイサービス、児童発達支援
- 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設



保育所等訪問支援のメリット



利用できる時間や頻度

訪問の時間や1日の支援時間、月の利用頻度についての規定は特にございません。訪問先機関の都合とお子様の状況を照らし合わせて調整を行い、決定します。

以下は、標準的な例です。

● 訪問の時間 >>> ニーズに合わせて調整

たとえば、以下のようなニーズが挙げられます。

- 保育園でのお友だちとの関わり方を支援してほしい
- 小学校の算数の時間を見てほしい
- 支援学校か支援学級かで迷っているので、園での様子が知りたい
- 就学・進学がスムーズにできるようにサポートしてほしい
- 児童発達支援／放デイでできるようになったことを、園や学校でも活かしたい



● 支援時間 >>> おおよそ1～2時間程度

● 利用の頻度 >>> 月2回～9回まで

国では概ね2週間に1回程度の訪問支援を想定しています。集団生活において不適応が生じている場合や、緊急性の高い場合は、月に9日までの利用が可能です。通年的な利用のほか、進級や学期の変わり目、長期休暇後、行事が控えている時期への集中的な利用の需要も高いです。

ご利用にかかる費用

受給者証の利用により、1割負担となります。世帯所得により、以下のように負担の上限額が決まっています。安心してご利用ください。

世帯所得	上限金額
非課税世帯 (生活保護や低所得の場合)	0円
世帯所得年収約890万円まで	4,600円
世帯所得年収約890万以上	37,200円



*3～5歳児クラスのお子様の場合、国における幼児教育・保育の無償化により、利用料はかかりません。